

CITY OF YOKOHAMA

相談系サービスについて

報酬について

報酬算定の考え方

給付費の算定は、

$$\underline{\text{報酬告示上の単位数}} \times \underline{\text{級地区分 (円)}} = \underline{\text{支給額 (円)}}$$

例えば、計画相談におけるサービス等利用計画を1件作成すると…

$$\underline{1,572\text{単位 (サービス利用支援費)}} \times 10.96\text{円} = 17,229\text{円}$$

※横浜市は2級地に該当するので1単位あたり 10.96円

※級地区分は、事業所が所在する市町村によって異なる

計画相談における報酬イメージ①

A 計画相談支援事業所

- ・体制加算取得なし
- ・相談支援専門員1名で約100ケースを担当（年間）
- ・全ケース3ヶ月毎にモニタリングを実施
- ・サービス提供時モニタリング加算等、各種加算を算定

計画相談における報酬イメージ①



月	内容	単位数	月の単位数合計	単位数×10.96
4月	サービス提供時モニタリング加算	100	100	1,096
6月	継続サービス利用支援費	1,308	1,508	16,527
	サービス担当者会議実施加算	100		
	サービス提供時モニタリング加算	100		
8月	集中支援加算	300	300	3,288
9月	継続サービス利用支援費	1,308	1,508	16,527
	サービス担当者会議実施加算	100		
	サービス提供時モニタリング加算	100		
10月	サービス提供時モニタリング加算	100	100	1,096
12月	継続サービス利用支援費	1,308	1,408	15,431
	サービス担当者会議実施加算	100		
3月	サービス利用支援費	1,572	1,572	17,229
			合計	71,194

100ケースの場合、年間報酬は…

$$71,194\text{円} \times 100\text{ケース} = 7,119,400\text{円}$$

計画相談における報酬イメージ②

B 計画相談支援事業所

- ・機能強化型（Ⅲ）
- ・精神障害者支援体制加算（Ⅰ）
- ・相談支援専門員2名で130ケースを担当（年間）
- ・全ケース3ヶ月毎にモニタリングを実施
- ・サービス提供時モニタリング加算等、各種加算を算定

計画相談における報酬イメージ②



月	内容	単位数	月の単位数合計	単位数×10.96
4月	サービス提供時モニタリング加算	100	100	1,096
6月	機能強化型継続サービス利用支援費Ⅲ +精神障害者支援体制加算（I）	1,558 + 60	1,818	19,925
	サービス担当者会議実施加算	100		
	サービス提供時モニタリング加算	100		
8月	集中支援加算	300	300	3,288
9月	機能強化型継続サービス利用支援費Ⅲ +精神障害者支援体制加算（I）	1,558 + 60	1,818	19,925
	サービス担当者会議実施加算	100		
	サービス提供時モニタリング加算	100		
10月	サービス提供時モニタリング加算	100	100	1,096
12月	機能強化型継続サービス利用支援費Ⅲ +精神障害者支援体制加算（I）	1,558 + 60	1,718	18,829
	サービス担当者会議実施加算	100		
	機能強化型サービス利用支援費Ⅲ +精神障害者支援体制加算（I）	1,822 + 60		
3月			1,882	20,626
			合計	84,785

130ケースの場合、年間報酬は…

$$84,785 \text{円} \times 130 \text{ケース} = 11,022,050 \text{円}$$

計画相談における報酬アップのコツ

- 💡 利用者の居住エリアは近隣に！
利用者の居住エリアを近隣地域等に集約することで、面談や訪問を効率的に実施することができます。

- 💡 サービス提供時モニタリング加算は他の利用者とまとめて、加算算定の機会に
サービス提供時モニタリング加算について、同一のサービス事業所に複数利用者がいる場合、他利用者の様子も確認することで、加算算定することができます。
(どの月でも算定可)
また、頻繁に顔を出すことでサービス提供事業所職員との関係づくりも可能。

- 💡 新規ケースを受けるときは、更新月に注目！
更新月が集中してしまうとモニタリングも重複してしまうので、新規に利用者を受け入れる際は、更新月にも注目することで繁忙期をなくすことができます。

計画相談における報酬アップのコツ



機能強化型を意識した人員配置を！協働体制の活用も！

事業所に常勤専従の相談支援専門員を複数配置し、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定することで基本報酬が上乗せされます。

令和6年度報酬改定でも機能強化型の報酬がアップしました。1事業所のみで人員が確保できない場合は、複数事業による協働体制の確保もご活用ください。



各種体制加算を積極的に取得！

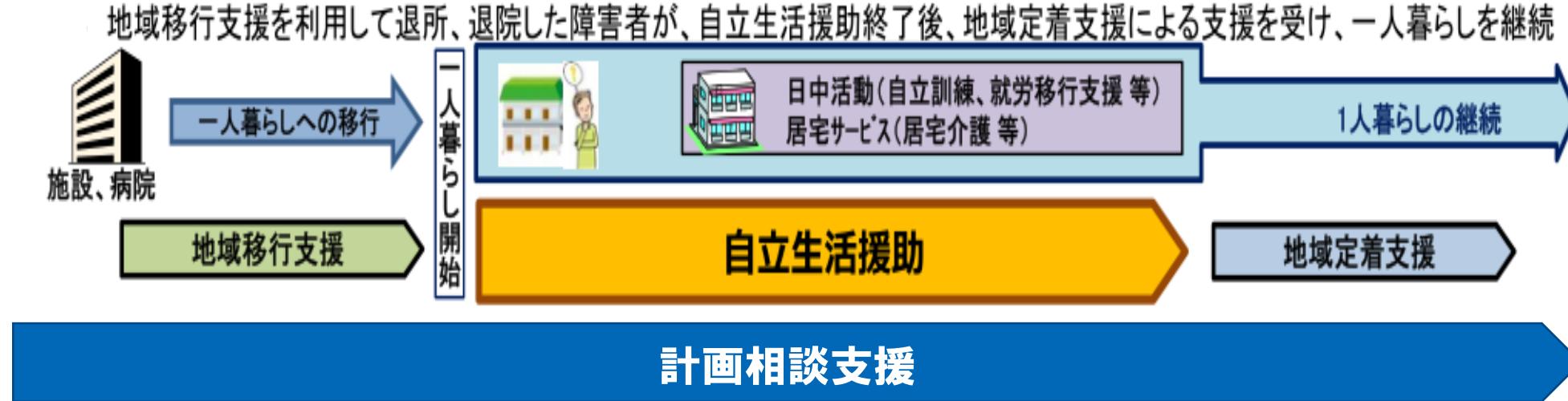
対象の研修を修了すること等により各種体制加算を取得することができます。（I）であれば基本報酬に、一体制加算に対して毎回60単位（660円程度）上乗せされます。



地域相談、自立生活援助事業と包括的な支援を実施！

計画相談では評価されない動きも地域相談や自立生活援助では算定対象となる場合があります。

相談系事業の一体的な実施について



(例)精神科病院に入院中。退院後、一人暮らしをして日中活動と居宅サービスの利用希望

入院中・・・退院支援として、計画相談支援と地域移行で支援

退院後から1年間・・・計画相談支援と自立生活援助で、一人暮らしの課題を支援

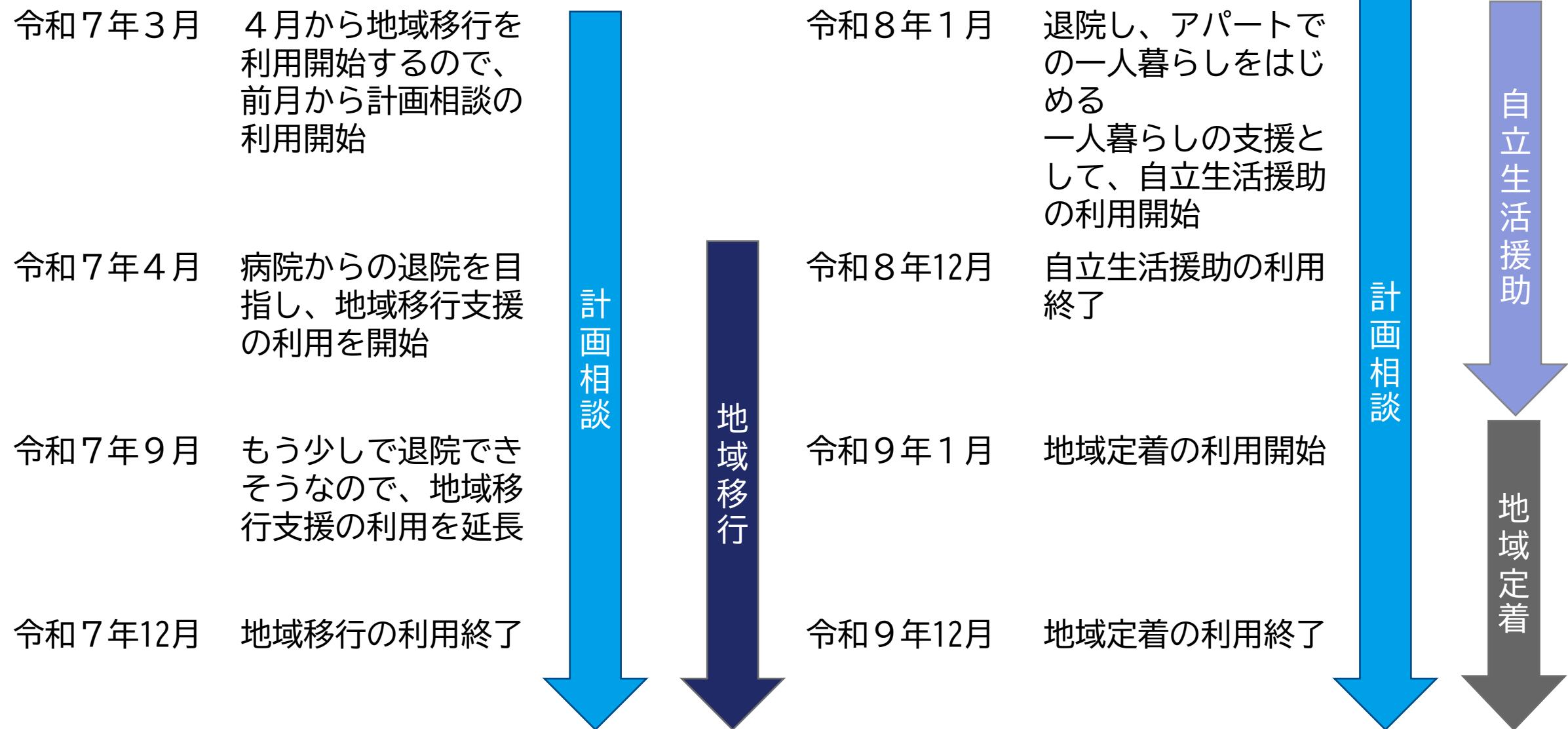
退院から1年後から・・・一人暮らしも安定しており、計画相談支援と地域定着で支援

計画相談支援と地域相談・自立生活援助の包括的支援



- ✓ 計画相談支援と地域相談、自立生活援助は、兼務が認められている（業務に支障がない場合として認められている）ため、一体的に実施できる。
- ✓ 職員配置において、時間帯を分ける必要はない。

利用者（ヨコハマさん）の包括的支援の流れ



相談系事業の包括的な支援について

- ✓ 計画相談と地域相談・自立生活援助を一体的に提供することで、継続的に支援者がかかる利点があります。
- ✓ 一方、計画相談と地域相談・自立生活援助で、別の事業所を利用することで、複数の支援者が関わり、より客観的な視点が生まれる利点があります。
- ✓ 同事業所で包括的に支援するか、別の事業所で実施するかは、個別のケースにより、判断するとよいでしょう。

横浜市の現状

相談系サービスの基本情報

計画相談支援の現状

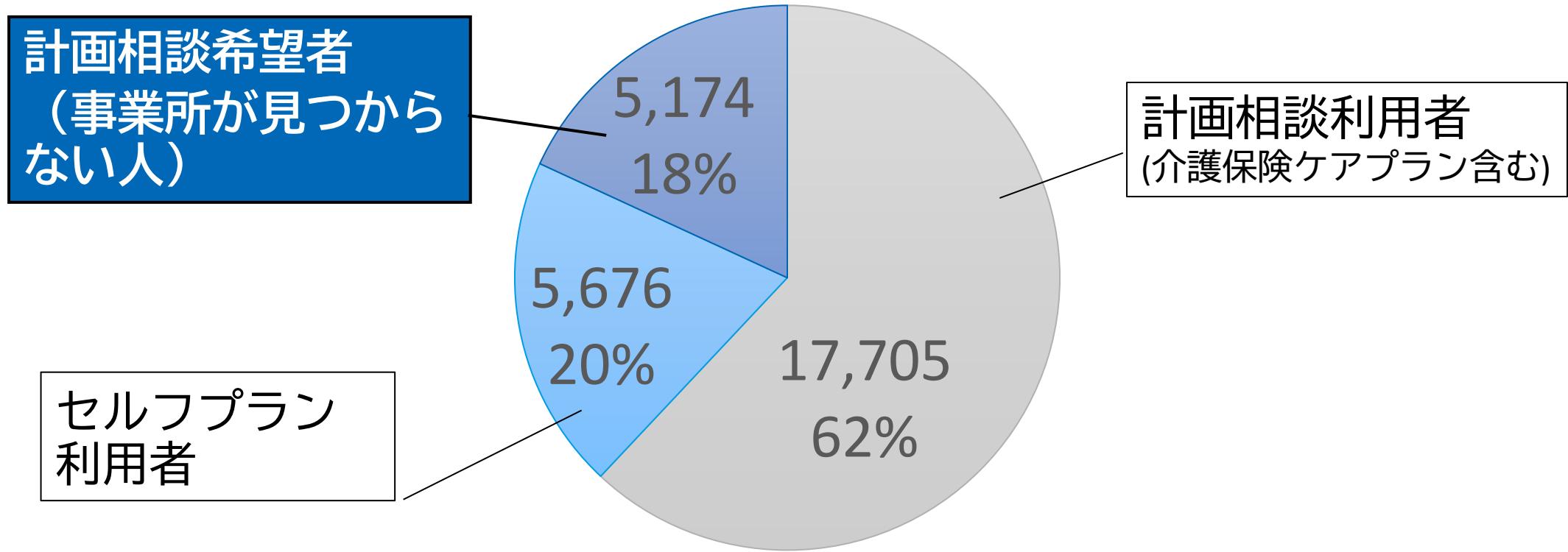
- 障害福祉サービス及び地域相談利用数：28,555名
　うち、計画相談支援の支給決定者数：16,228名
- 計画相談支援 事業所数： 276か所

【参考】

- 地域相談支援 事業所数：51ヶ所
- 自立生活援助 事業所数：41ヶ所

※令和7年3月末時点

計画相談希望者の数（障害福祉サービス等利用者の内訳）



令和7年3月末時点

区別の状況

	サービス受給者数	計画相談決定数	実施率	事業所数
鶴見	1,997	1,008	56.1%	16
神奈川	1,663	728	49.5%	14
西	610	333	59.5%	7
中	1,317	1,001	83.8%	23
南	1,834	1,104	67.7%	18
港南	1,835	979	57.4%	14
保土ヶ谷	1,780	898	55.3%	23
旭	2,158	1,398	69.7%	19
磯子	1,273	756	64.6%	13

	サービス受給者数	計画相談決定数	実施率	事業所数
金沢	1,680	1,294	82.0%	14
港北	2,023	974	53.5%	18
緑	1,598	872	58.2%	15
青葉	1,610	1,008	68.0%	13
都筑	1,257	698	60.7%	18
戸塚	2,099	1,025	53.4%	15
栄	1,026	546	57.8%	8
泉	1,446	893	66.0%	12
瀬谷	1,349	713	57.2%	16

(令和7年4月時点)

計画相談支援における課題と取組

- ◆ 兼務で実施している人が多く、相談支援専門員一人あたりの担当ケース数が少ない（20人程度）
- ◆ 「機能強化型サービス利用支援費」を取っているところが少ない。
- ◆ 小規模事業所が多く、情報の収集が難しい。

協働体制や「従たる事業所を設置する場合における特例」の活用、地域相談・自立生活援助との併せての実施などもご検討ください。

※従たる事業所を設置する場合における特例とは・・・

要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能（業務ガイドラインp82参照）

計画相談支援推進の取組

- ・横浜市新規相談支援専門員配置等補助金の実施
→新たに常勤専従の相談支援専門員を配置し、
新規契約を30件増加した場合に30万円の補助
- ・新規事業所開設支援（開設説明会の実施）
- ・初任者研修及び各種相談支援研修の実施
- ・各サービス事業所等及び利用者等への制度周知
- ・既存事業所における受入可能状況調査及び公表
- ・区自立支援協議会や基幹相談支援センター、主任相談支援専門員による
支援

相談支援従事者研修について【重要】

「障害者相談支援従事者初任者研修（横浜市）」

実施時期：10月～翌年1月（7日間） 受講料：12,000円

「横浜市相談支援研修Ⅰ」

実施時期：8月～9月（2日間） 受講料：なし

【共通事項】

募集時期：6月～7月上旬

周知方法：「障害福祉情報サービスかながわ」にお知らせを掲載

※資格取得には上記2つの研修をあわせて申込み、修了する必要があります。

相談支援専門員の実務経験要件について

実務要件は別紙を参照してください。

- 障害にかかる相談支援5年又は直接支援10年
- 資格によって短縮できることあり

例1) 障害業務に関する相談2年 直接支援8年

例2) 社会福祉士を持っており、生活介護で介護業務に5年

例3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）として事業所で5年

相談支援専門員の実務経験要件

業務範囲	業務の内容	経験年数
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務※ ₁	<p>ア 平成18年10月1日時点で、下記に掲げる事業等において、同年9月30日までの間に相談支援の業務及びその他準ずる業務に従事している者で必要経験年数を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ○ 精神障害者地域相談支援センター ○ その他これに準ずる事業等(a) 	3年以上
	<p>イ 相談支援機関・施設等において相談支援の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 ○ その他これに準ずる事業等(b) 	5年以上
	<p>ウ 病院若しくは診療所において、相談支援の業務に従事する者で以下のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※₃を有する者 (4) イに掲げる業務に1年以上従事した者 	
	<p>エ 就労支援に関する施設において、相談支援業務や、その他これに準ずる業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ○ その他これに準ずる業務(c) 	
	<p>オ 特別支援学校その他これに準ずる機関において、就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校 ○ その他これに準ずる機関(d) 	
	<p>カ 施設及び医療機関等における介護の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床、その他これに準ずる施設 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これに準ずる事業 ○ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所 ○ その他これに準ずる施設(e) 	10年以上
	<p>キ 上記②直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士 (4) 児童指導員主任用資格、精神障害者社会復帰施設指導員主任用資格者 	5年以上
	<p>ク 上記①の相談支援の業務及び上記②の介護等の業務に従事している期間が通算して3年以上かつ国家資格等※₃による業務に5年以上従事している者</p>	—

(必要な経験年数※₄は、通算期間)

【その他これに準ずる事業（施設）の例】

a	障害児（者）地域療育等事業、市町村障害者生活支援事業 等
b	保健所、市町村の相談窓口業務、児童発達支援センター、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者援護施設、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設）、知的障害児通園施設、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、旧身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者福祉ホーム 等
c	地域就労援助センター 等
d	小学校及び中学校の特別支援学級 等
e	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、旧知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、旧知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（詳細、前述のとおり）、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、障害者自立支援法施行以前の身体障害者居宅介護・知的障害者居宅介護・児童居宅介護・精神障害者居宅介護・身体障害者デイサービス、障害児通所支援（児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通所施設、児童発達支援事業所、重症心身障害児（者）通園事業（補助事業）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、児童発達支援センター 等

※1 相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※2 介護等の業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※3 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

※4 必要な経験年数の従事日数の考え方

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

（H18.8.24「障害保健福祉関係主管課長会議」参考資料②より参照）

☆ 本資料は、初任者研修受講希望者向けに神奈川県で作成した実務経験の参考資料です。詳細については、「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）」、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）」、「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）」をご確認ください。